

茅ヶ崎建物管理協同組合

事業協同組合とは

茅ヶ崎建物管理協同組合は、平成 15 年 10 月に茅ヶ崎市長より認可を受けた団体です。協同組合は、中小企業等協同組合法により市町村が認可をする事業者団体です。この法律の趣旨は、中小企業者が相互扶助の精神に基づいて協同で事業を行い、経営の近代化・合理化と経済的地位の改善向上を図るための組織です。当組合では、各組合員が蓄えた技術、経営のノウハウ等の経営資源を合わせて新しい建物管理サービスの提供をいたします。

設立の趣旨《設立趣意書から抜粋》

私どもが営む建築物ビルメンテナンス業は、戦後の日本経済の発展とともに順調に成長を遂げてまいりました。しかし、近年、新規ビルの建設の減少やテナントビルの空室の増加を生みだし、それに伴うビルオーナーからの価格引き下げ要求、または危機的な財政の中での県や市における大幅な予算削減など、ビルメンテナンス業者一企業の努力では解決できない多くの問題を生む結果となりました。それら諸問題を一つひとつ取り払い、企業努力を繰り返し、発展していくことは、我々企業人としての使命ではありますが、中小企業者としての規模の過小性、技術力、営業力の弱さ、また信用度の低さ等により、各社とも苦境に立たされているのが現状です。

こうした状況を踏まえ、中小企業者が繁栄していくための方策を検討した結果、個々の企業努力に加え、同業者が一致団結して組織化をすることが必要であるという結論に達しました。私どもといたしましても中小企業等協同組合法に基づき、事業協同組合を設立し、新規の需要を開拓するための共同受注事業、経費削減するための資材等の共同購買事業、人材育成及び技術力向上を図るための教育情報事業を協同の力によって積極的に展開してまいります。

【組合員の資格】

本組合の組合員たる資格の条件は、次の各号の要件を備える小規模事業者とする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録をした、ビルメンテナンス業を営む事業者であること
- (2) 組合の地区内に本社を有すること

【実施事業の概要】

- (1) 組合員のためにする建物サービスの共同受注
- (2) 組合員のためにする資材及び消耗品等の共同購買
- (3) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 前号の事業に附帯する事業

組合の役員

理事長： 岡 保宏（株式会社アルファシステム取締役）

専務理事： 菊池 一夫（株式会社トーヨーテクノ専務取締役）

理事： 嵯峨野 貴央（株式会社サガノ代表取締役） /

黒岩 三雄（有限会社環境美化サービス代表取締役・株式会社エヌ・アール・シーグループ） /

松井 昭彦（株式会社ファインクリーン代表取締役）

監事：藤原 琢也（株式会社トーヨーテクノ代表取締役）

茅ヶ崎建物管理協同組合

事業内容

【建物管理業務】

◇建築物清掃・保守管理 ◇ブラインド・エアコン等の特殊清掃 ◇空調・給排水・電気設備の運転管理 ◇衛生害虫駆除 ◇各種環境測定 ◇貯水槽清掃 ◇浄化槽管理 ◇施設警備 ◇交通誘導 ◇樹木管理 ◇廃棄物の処理 等

【建築工事・リフォーム工事業務】

◇新築工事全般 ◇内装工事 ◇給排水工事 ◇外装工事

登録一覧

◇建築物環境衛生総合管理業 ◇建築物清掃業 ◇建築物飲料水貯水槽清掃業 ◇建築物ねずみこん虫防除業 ◇警備業 ◇二級建築士事務所 ◇内装仕上工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇屋根工事業 ◇タイル・レンガ工事業 ◇廃棄物運搬業 ◇医療関連サービスマーク（院内清掃）

有資格者一覧

◇建築物環境衛生管理技術者 ◇二級建築士 ◇統括管理者 ◇空調給排水管理監督者 ◇ビル設備管理技術者 ◇ボイラー技士 ◇電気工事士 ◇冷凍機械保安責任者 ◇貯水槽清掃作業監督者 ◇ビルクリーニング技能士 ◇清掃作業監督者 ◇危険物取扱主任者 ◇防除作業監督者 ◇消防設備点検資格者 ◇空気環境測定実施者 ◇病院清掃受託責任者 ◇警備員指導教育責任者

主な取引先（順不同）

【官公庁】◇神奈川県・茅ヶ崎市

【民間企業】◇茅ヶ崎商工会議所 ◇茅ヶ崎スマートウェルネスパーク株式会社 ◇社会福祉法人茅徳会、他多数

茅ヶ崎建物管理協同組合

〒253-0082 神奈川県茅ヶ崎市香川 2-20-14

TEL:0467-55-2091 Fax:0467-55-2092 E-mail info@chigasakibmca.com